

【 約款変更のお知らせ 】 約款変更のお知らせ

お客様各位

平素より楽天コミュニケーションズのサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。IP データ通信網サービス契約約款、電話サービス等契約約款、およびコール・インテリジェンス サービス契約約款における契約者の地位の承継手続き、および IP データ通信網サービス契約約款における基本料金の適用に関する規定を改定いたしました。また、その他の誤記の修正を行いました。

■変更内容

IP データ通信網サービス契約約款

電話サービス等契約約款

変更前	変更後
<p>別記 2 契約者の地位の承継</p> <p>(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う●●●●●サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>(3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います</p>	<p><u>別記 2 契約者の地位の承継</u></p> <p><u>(1) 当社は、相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、●●●●●サービスの地位の承継を認めます。</u></p> <p><u>(2) 相続又は法人の合併により(1) に基づく契約者の●●●●●契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本約款に定める契約申込の方法に定める事項を届出ていただきます。</u></p> <p><u>(3) (2) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>(4) 当社は、(3) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。</u></p> <p><u>(5) 当社は(1) に基づき契約者の●●●●●契約上の地位を承継した者が本約款に</u></p>

	<u>従い申込みを承諾しない規定に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができるものとします。</u>
--	---

コール・インテリジェンス サービス契約約款

変更前	変更後
<p>第 10 条 (地位の承継)</p> <p>契約者は、相続又は合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、コール・インテリジェンスサービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>3 第2項の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</p>	<p><u>第 10 条 (地位の承継)</u></p> <p><u>当社は相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、契約者の本契約上の地位の承継を認めます。</u></p> <p><u>2 相続人又は法人の合併により前項に基づく契約者の本契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本約款に定める契約申込の方法に定める事項を当社に届出させていただきます。</u></p> <p><u>3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>4 前項の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</u></p> <p><u>5 当社は第1項に基づき契約者の本契約上の地位の承継をした者が本約款に従い承諾をしない規定に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができます。</u></p>

IP データ通信網サービス契約約款

変更前	変更後
第 1 表 料金	第 1 表 料金

<p>2 第1種音声通信契約に係るもの 2-1 適用</p> <p>3 第2種音声通信契約に係るもの 3-1 適用</p> <p>5 第5種音声通信契約に係るもの 5-1 適用</p>	<p>2 第1種音声通信契約に係るもの 2-1 適用</p> <p>3 第2種音声通信契約に係るもの 3-1 適用</p> <p>5 第5種音声通信契約に係るもの 5-1 適用</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 555 395 600">区別</th> <th data-bbox="395 555 794 600">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 600 395 1850">(2)使用料等の適用</td> <td data-bbox="395 600 794 1850"> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	(2)使用料等の適用	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 555 965 600">区別</th> <th data-bbox="965 555 1366 600">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 600 965 1850">(2)使用料等の適用</td> <td data-bbox="965 600 1366 1850"> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	(2)使用料等の適用	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p>
区別	内容								
(2)使用料等の適用	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p>								
区別	内容								
(2)使用料等の適用	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と●-●(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず●●●●●●●●契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p>								
<p>9 第4種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの 9-1 適用</p>	<p>9 第4種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの 9-1 適用</p>								

区別	内容	区別	内容
(1)使用料等の適用	<p>ア 略</p> <p>イ 基本使用料は、1の音声通信番号ごとに適用します。サービス開始のあった日の属する料金月及び翌料金月について、基本使用料の支払いを要しません。(注)基本使用料については、日割りは行いません。</p>	(1)使用料等の適用	<p>ア 略</p> <p>イ 基本使用料は、1の音声通信番号ごとに適用します。サービス開始のあった日の属する料金月について、基本使用料の支払いを要しません。(注)基本使用料については、日割りは行いません。</p>

変更日

2024年8月1日